指定医指定事務取扱要領 一部改正　新旧対照表

変更点は下線部

新

別紙

難病の患者に対する医療等に関する法律第６条第１項に規定する
指定医の指定に係る事務取扱要領

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第６条第１項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の交付を適正に行うため、同項に基づき都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める指定医（以下「指定医」という。）の指定については、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号。以下「規則」という。）に定めるところのほか、この要領により行う。

第１～第７　（略）

別表１

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
（略）	（略）
日本専門医機構	（略） その他の日本専門医機構が行う認定に係る医師の専門性に関する資格（※）

※具体的には、日本専門医機構が認定するいわゆる「サブスペシャルティ領域」に係る資格をいう。

別表２　（略）

様式第１号～７号　（略）

旧

別紙

難病の患者に対する医療等に関する法律第６条第１項に規定する
指定医の指定に係る事務取扱要領

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第６条第１項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の交付を適正に行うため、同項に基づき都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める指定医（以下「指定医」という。）の指定については、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号。以下「規則」という。）に定めるところのほか、この要領により行う。

第１～第７　（略）

別表１

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
（略）	（略）
日本専門医機構	（略） （新設）

（新設）

別表２　（略）

様式第１号～７号　（略）